

論文の内容の要旨

論文題目 プロイセン東アジア遠征と幕末外交
氏名 福岡万里子

1860年、プロイセン王国政府は、ドイツ関税同盟諸国、及び関税同盟に属していなかったハンザ諸都市とメクレンブルク両大公国の名において、中国・日本・シヤムと修好通商条約を締結するべく、東アジアへ使節団を派遣した。この「プロイセン東アジア遠征 (Preußische Expedition nach Ostasien)」の結果として、1861年1月には日本=プロイセン (日倭) 修好通商条約が、同年9月には中独修好通商条約、62年2月にはシヤム独修好通商条約が締結された。日倭条約は安政の五ヶ国条約以降、幕末日本で7番目の通商条約となり、中独条約は、アロー戦争の結果、結ばれた英・仏・露・米の天津・北京条約に次ぐ通商条約となった。またシヤム独条約は、シヤムと英・米・仏・デンマーク・ハンザ諸都市との各条約に次ぐ通商条約となった。本博士学位論文 (以下、本博論とする) はこのうち、プロイセン東アジア遠征 (以下、PEO とする) の派遣をめぐる国際的背景と日倭修好通商条約の成立過程を、幕末、すなわち近世・近代転換期の日本を取り巻き、また舞台とした外交史・国際関係史の文脈の中に位置づけつつ、詳細に明らかにするものである。その際には、ドイツ・日本の外交史料を基軸として、英・米・蘭などの史料を並行利用するマルチ・アーカイヴァル・アプローチを採用した。

序章では、本博論のテーマに関わる研究史を、①幕末国際関係史、②幕末外交史、③PEOに関する研究、の3分野に分け、それぞれの中における本博論の位置及び意義を措定した。本論は六章からなる。各章の題目は以下の通りである。

第一章 1840～50年代の東アジア情勢とドイツ諸国

ープロイセン東アジア遠征の実施背景について

第二章 プロイセン使節団訪日の一背景ー日本開国情報の国際的伝播の過程

第三章 五ヶ国条約後における幕府条約外交の形成

第四章 対プロイセン条約交渉と開港延期問題の結合

第五章 プロイセンか北ドイツか？ードイツ諸国の条約参加をめぐる攻防

第六章 日本開国と非条約締結国民ードイツ系商人の事例

各章の概要は以下の通りである。

第一章では、PEO実施の背景を、19世紀中葉期に至る東アジア及び世界情勢の変遷のコンテクストの中に位置づけつつ、考察した。1840年代初頭のアヘン戦争後に結ばれた英中講和条約は、二国間の条約でありながら、載録された一条項 (虎門寨追加条約第8条) の故に、条約の恩典を諸外国民に平等に付与する性格を有した。また1850年代初頭、イギリス・オランダというアジアの植民地大国は、相次いで、自国の航海法を原則廃止または大幅緩和した。その結果、19世紀中葉期、ドイツ系商人とりわけハンザ諸都市商人は、アジ

ア貿易に積極参入するようになり、その規模を急成長させていった。しかし1854年以降になると、日米和親条約を皮切りに、東アジアの条約は、厳密な二国間条約へと例外なく再編されていった。それとともに、他国の条約の恩恵に便乗しつつ貿易を展開していたドイツ系商人の、東アジアにおける貿易遂行上の法的基盤は失われていった。PEOは、以上の趨勢変化に即応する形で、東アジア諸国とドイツ諸国の間に個別条約を締結するべく派遣された。一方で、これを実施したプロイセン政府にとって、同遠征は、オーストリアを含め、ヨーロッパ諸列強との対抗関係ないし対等化志向を背景とし、第一義的に、ドイツ関税同盟上の通商政策としての意味を持った。

第二章では、PEOで日本との通商条約が一課題とされた背景を、日蘭追加条約（1857）にまつわる誤伝の成立とその国際的な流過程を再構成することを通じて検討した。日蘭追加条約は、アメリカやイギリスの新たな東アジア政策の動きに触発されたオランダ当局が、日本を世界的な自由貿易に開く役割を担う条約として、本来、構想したものであった。それ故、同条約のオランダ側草案には、幕府が諸外国一般との条約締結用意を宣言する条項、言わば〈開国宣言〉が盛り込まれていた。しかしこの宣言は、最終的な日蘭追加条約には採録されず、また条約の内容も、日蘭間の自由貿易というよりは、新たな制限的貿易を規定するものとなった。とはいえ〈開国宣言〉について、オランダ政府は、同条約の付属文書に、これが載録されたとの解釈をとった。そしてこれに基づき、追加条約と〈開国宣言〉を含む付属文書を、世界貿易への日本開国にオランダが成功したとの公式見解とともに、政府官報などによって公表し、積極的に喧伝した。その情報は、オランダ政府官報や外交ルートを通じて国際的に伝播し、スイス、ハンザ諸都市、プロイセンなど諸外国の、日本開国過程参与へ向けた動きを誘発していった。

以上二章では、PEOを素材として、幕末日本を取り巻いた国際的環境を検討したのに対し、第三章以降では、幕末日本を舞台とする国際関係史・外交史を、PEO来日前後の時期（1857～61）について、通時的に考察した。具体的には、安政の五ヶ国条約（1858）後に幕府の外交懸案として浮上した、五ヶ国以外の諸外国との新規条約締結問題について、幕府、既締約国の駐日外交団、及び訪日したプロイセン使節団の間で繰り広げられた多国間交渉を、中心的な考察対象に据えた。

まず第三章は、1857～58年に、諸外国一般との通商関係樹立を念頭に置いた積極開国路線を、幕府が外交の基本政策として採用した後、幕政主導者の交代を経てそれが変更され、五ヶ国条約後の幕府が、開国対象国の限定とその可及的維持という方針を、新たな基本路線として実行していった経過を扱った。具体的には、①同方針に基づくスイス・ベルギーとの条約をめぐる交渉（1859～60）、②日蘭追加条約時の付属文書の関係で同方針が例外的に採用されず、迅速な締結に至ったポルトガルとの条約交渉（1860）、そして③同方針が再び採用され、その結果、膠着状態に陥った対プロイセン条約交渉の経過（1860）を考察した。

次に第四章では、対プロイセン条約交渉が、多国間の駆け引きの中で、同じ時期に懸案

化していた大坂・兵庫等の開港延期問題と次第に絡み合いながら、妥協点を見出していった過程を検討した。それを通じ、同国との条約締結に応じることで、幕府（久世・安藤政権）が、それ以上の新規締約を停止し、上述の外交方針を中長期的に維持していくための国際的環境を整えた事実経過を明らかにした。

第五章では、こうして確立されるかに見えた部分開国維持の対外政策が、ドイツ諸国の条約参加問題が急浮上したことにより、一旦は瓦解の危機に陥ったが、交渉を通じて、日本・プロイセン間に限定した形で条約を締結する合意へと至った経過を扱った。またそれにより、この期間中に勃発した、条約交渉の日本側全権堀利熙の自刃事件について、その背景を考察した。

第六章では、ドイツ諸国の条約参加を峻拒し、もって開国対象国の限定とその可及的維持という外交政策を固持することに成功した幕府が、既開港地では既に〈全面開国〉が現状となっていた事態を認識した際、どのように対応したのかという問題に焦点を当てた。

〈全面開国〉とは次のような意味である。開港後の横浜や長崎には、諸外国民が個別条約の有無に関わらず貿易に自由参入していた近隣海域の状況が波及する形で、条約締結国民のみならず、ドイツ系商人や中国人を含む非条約締結国民もまた居留し、貿易活動を行っていた。この問題への幕府の対応を、ドイツ系商人の居留許可をめぐる折衝を中心的素材として検討した。さらにそれを、同時代における清朝中国の状況と対照させつつ、幕末の開国過程の性質について考察した。

最後に終章では、以上の検討結果を総括した上で、①1860年前後の幕末国際関係史における米国弁理公使ハリスの役割、②久世・安藤政権期の幕府対外政策、及び③近世・近代転換期における東アジア国際秩序の変容と日本、という3つの論点に即して、最終考察と展望を提示した。